

1 調査の概要

- (1) 全国各地の小売店舗約3,000店舗（緑茶3,003店舗、塩干魚介類3,009店舗）において、緑茶42,192点、塩干魚介類19,093点の表示状況等について調査を行いました。（表1及び表2参照）

（表1：緑茶の小売店舗数及び調査商品数内訳）

	合計				
	百貨店	スーパー	食料品専門店	その他（直売所等）	
店舗数	3003	17	2503	401	82
商品数	42192	178	36541	4805	668

（表2：塩干魚介類の小売店舗数及び調査商品数内訳）

	合計				
	百貨店	スーパー	食料品専門店	その他（直売所等）	
店舗数	3009	11	2536	407	55
商品数	19093	49	17352	1523	169

※百貨店

多種類の商品を部門別に分けて陳列し、セルフ・サービスを採用せずに販売する大規模な店舗（いわゆるデパ地下において、セルフ・サービス形式をとっている場合を含む）

※スーパー

・総合スーパー

セルフ・サービス中心の大型チェーン店舗で衣食住全般にわたる商品構成を持つ店舗

・食料品専門スーパー

食料品を主力とするセルフ・サービスのチェーン店舗

※食料品専門店

乾物専門店、青果物店、個人商店

※その他

直売所、道の駅

- (2) 小売店舗調査の結果を踏まえ、不適正な表示があった商品、表示内容に疑義があった商品の表示責任者である製造業者等に対し、遡及調査を行いました。
- (3) 分析技術が確立している緑茶及び塩干魚介類を対象として、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が、緑茶については311点を買上げ、ナトリウムイオン濃度の測定、アミノ酸組成分析によりグルタミン酸ナトリウム（うま味成分）の使用の有無を判別し、また塩干魚介類については301点を買上げ、DNA分析による魚種判別を利用した原料原産地及び原材料表示の真正性を検証しました。

2 緑茶の調査結果

(1) 小売店舗調査及び製造業者等調査

- ① 小売店舗における販売及び製造業者等への遡及調査で確認した43,389点について、表示状況及び真正性の確認（送り状、納品書、仕入伝票類）の調査を行ったところ、41,453点（95.5%）については、すべての事項が適正に表示されており、1,936点（4.5%）については、表示の欠落等の不適正な表示が確認されました。（表3参照）

- ・違反事項（上位3つ）
原料原産地名、製造業者等の氏名又は名称及び住所、原材料名
 - ・平成18年10月2日以降に義務化された原料原産地名の表示状況
- 43,336点のうち、42,369点（97.8%）が適正な表示（表4参照）

② 小売店舗調査において不適正な表示があった商品、表示内容に疑義があった商品の表示責任者である製造業者等246業者に対し、不適正な表示を行った原因、表示根拠について調査を行いました。

(2) 緑茶のナトリウムイオン濃度の測定及びアミノ酸組成分析によるグルタミン酸ナトリウム（うま味成分）の使用の有無の確認

センターが、緑茶311点を買上げ、ナトリウムイオン濃度の測定及びアミノ酸組成分析によるグルタミン酸ナトリウム（うま味成分）の使用の有無の確認を行いました。

(3) 違反業者への対応

① 製造業者等の調査の結果、国及び地方自治体が、246業者に対し指導等を行いました。（表5参照）

このうち、都道府県業者2業者において、食品添加物を使用してるにもかかわらず、表示せずに販売していたことから、JAS法に基づく指示を行い、その旨を公表しました。（平成21年3月27日）

② 緑茶のナトリウムイオン濃度の測定及びアミノ酸組成分析によるグルタミン酸ナトリウムの使用の有無の確認の結果、不適正な表示は確認されませんでした。

(表3：緑茶表示状況)

調査事項		商品数
調査した商品全体 (A) = (B) + (C)		43389
すべて適正に表示されていた商品 (B)		41453
不適正な表示が見られた商品 (C) = (D) + (E)		1936
表示全欠落の商品 (D)		69
一部欠落、事実と異なる表示又は（及び）表示禁止事項のあった商品 (E)		1867
一括表示事項	項目	
	名称	198
	原材料名	334
	原料原産地名	898
	内容量	109
	賞味期限	269
	保存方法	280
	原産国名	4
	製造業者等の氏名又は名称及び住所	343
	特色ある原材料等の強調表示	195
一括表示以外	加工地等の産地表示	12
	遺伝子組換え表示	0
	加工食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項	56

(注) 一つの商品において2つ以上の不適正な表示があった場合、重複して計上しているため、上表の名称等の各項目欄の合計と一部欠落、事実と異なる表示又は（及び）表示禁止事項のあった商品数 (E) とは一致しない。

(表4：原料原産地名詳細)

調査した商品全体数 ①=②+③	適正な表示の商品数 ②	不適正な表示の商品数③	
		表示欠落等	事実と異なる内容
43336	42369	966	1

(注) 不適正な表示の商品数③は、表3における原料原産地名の数値と表示全欠落（輸入品除く）の数値の合計と一致する。

(表5：緑茶指導等件数)

件数	指示	文書	口頭	都道府県への回付			
				指示	文書	口頭	
246	0	11	110	125	2	4	119

3 塩干魚介類の調査結果

(1) 小売店舗調査及び製造業者等調査

① 小売店舗における販売及び製造業者等への廻り調査で確認した19,689点の表示状況の調査を行ったところ、14,997点(76.2%)については、すべての事項が適正に表示されており、4,692点(23.8%)については、表示の欠落等の不適正な表示が確認されました。(表6参照)

・違反事項(上位3つ)

製造業者等の氏名又は名称及び住所、原材料名、賞味期限

・平成18年10月2日以降に義務化された原料原産地名の表示状況

19,311点のうち、18,064点(93.5%)が適正な表示(表7参照)

② 不適正な表示があった商品、表示内容に疑義があった商品の表示責任者である製造業者等841業者に対し、不適正な表示を行った原因、表示根拠について調査を行いました。

(2) DNA分析による魚種判別を利用した原料原産地の判別

センターが、アジ・サバ干物301点を買上げ、DNA分析による原料原産地の判別を行い、その結果、疑義が生じた商品の製造業者等に対し、調査を行いました。

(3) 違反業者への対応

① 製造業者等の調査の結果、国及び地方自治体が、841業者に対し、指導等を行いました。

このうち、広域業者1業者において、賞味期限を実際の期限より延長して表示していたことを確認したことから、JAS法に基づく指示を行い、その旨を公表しました。(平成20年11月21日)(表8参照)

② DNA分析による魚種判別を利用した原料原産地の判別の結果、不適正な表示が確認された1業者について、関係自治体が指導を行いました。

(4) その他

平成20年7月11日に「緑茶・塩干魚介類の特別調査の実施について」をプレスリリースしたことを発端として110番情報が寄せられ、調査を行った結果、産地の不適正表示等が判明した2事業者に対し、県がJAS法に基づき指示を行い、その旨を公表しました。(平成20年8月27日)

(表 6 : 塩干魚介類表示状況)

調査事項		商品数
調査した商品全体 (A) = (B) + (C)		19689
すべて適正に表示されていた商品 (B)		14997
不適正な表示が見られた商品 (C) = (D) + (E)		4692
表示全欠落の商品 (D)		49
一部欠落、事実と異なる表示又は(及び)表示禁止事項のあった商品 (E)		4643
一括表示事項	項目	
	名称	68
	原材料名	1130
	原料原産地名	1205
	内容量	131
	賞味期限	1486
	保存方法	304
	原産国名	38
	製造業者等の氏名又は名称及び住所	1365
	特色ある原材料等の強調表示	18
一括表示以外	加工地等の産地表示	23
	遺伝子組換え表示	0
	加工食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項	72

(注) 一つの商品において2つ以上の不適正な表示があった場合、重複して計上しているため、上表の名称等の各項目欄の合計と一部欠落、事実と異なる表示又は(及び)表示禁止事項のあった商品数(E)とは一致しない。

(表 7 : 原料原産地名詳細)

調査した商品全体数 ①=②+③	適正な表示の商品数 ②	不適正な表示の商品数③	
		表示欠落等	事実と異なる内容
19311	18064	1169	78

(注) 不適正な表示の商品数③は、表6における原料原産地名の数値と表示全欠落(輸入品除く)の数値の合計と一致する。

(表 8 : 塩干魚介類指導等件数)

件数	指示	文書	口頭	都道府県への回付			
				指示	文書	口頭	
841	1	39	580	221	0	15	206